

◎平成28年8月農業委員会議事録

開催日時 平成28年8月10日(水) 午前9時30分

開催場所 嘉島町役場3階中会議室

農業委員出席者 下田 司 高木勝美 西岡敏春 佐藤光志
岡 牧生 中山 忍 林田 篤 本田博士
山内秀一 森下文夫 森田義美 吉田二郎
友田 廣 岩永俊夫 村上卓也 榮 恵
松永雄治

事務局出席者 春日公和 松永浩典 甲斐ひとみ

1 開 会 春日事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長
議事録署名人として、友田 廣委員、中山 忍委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第 9号 農地法第18条の合意解約について
- 2) 報告第10号 農地法第3条の届出について
- 3) 報告第11号 農地法第5条の届出について
- 4) 議案第 9号 農地法第3条の許可申請について
- 5) 議案第10号 農地法第4条の許可申請について
- 6) 議案第11号 農地地利用集積計画承認申請第4条の許可申請
- 7) 議案第12号 農用地利用集積計画承認について
- 8) 議案第13号 秋の農作業基準賃金の設定について
- 9) その他

5 閉 会

○報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 それでは議事に入らせていただきます。
報告第6号農地法第18条第6項の規定による通知が1件あって
おります。
事務局より説明お願いいたします。
議案書をご覧ください。通知者。賃貸人。嘉島町上六嘉〇〇〇〇
番地〇。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町上六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。
物件が上六嘉鈴町〇〇〇〇ー〇。田。579㎡。契約の内容が平成
24年2月1日から平成29年1月31日までの5年契約です。合
意解約で成立日が平成28年7月22日。土地の引き渡し日が平成
28年7月22日でございます。
以上です。

議長 ただいま説明がありました案件は、合意解約でございますので報
告のみで終わらせていただきます。

○報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長 続きまして報告第10号農地法第3条の規定による届出が1件あ
っております。
事務局より説明お願い致します。

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出がありましたのでご説
明いたします。

議案書をご覧ください。番号1。通知者。所有者。嘉島町北甘木
〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。取得者。嘉島町北甘木〇〇〇〇番地。〇
〇〇。申請物件が井寺上官塚〇〇〇。畑。228㎡。北甘木剣原〇
〇〇〇ー〇。畑。760㎡。北甘木剣原〇〇〇〇ー〇。畑。29㎡。
北甘木剣原〇〇〇〇ー〇。畑。138㎡。北甘木剣原〇〇〇〇ー〇。
畑。138㎡。北甘木八反畑〇〇〇〇。田。293㎡。北甘木八反
畑〇〇〇〇。田。1469㎡。合計の田、1762㎡。畑、129
3㎡。合計の3055㎡。権利の内容が所有権。取得事由が相続で
す。権利取得日が平成28年6月29日。届出日が平成28年7月
14日です。あっせん等の希望はありません。
以上でございます。

議長 ただいま説明のありました案件は、所有権の移転でございますの
で報告のみで終わらせていただきます。

○報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について

議長 続きまして報告第11号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出が1件あっております。
事務局より説明お願いいたします。

事務局 それでは報告いたします。番号1。申請人。譲渡人。嘉島町大字 鯉〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町大字鯉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇〇〇。申請物件。鯉久保〇〇〇〇-〇。畑。95㎡。申請理由は駐車場です。では次のページをお願いします。位置図になります。場所は鯉集落内になります。次のページをお願いします。字図になります。
以上です。

議長 ただいま説明のありました案件は、市街化区域の農地転用でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第9号農地法第3条の規定による許可申請が1件あっております。
それでは番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 説明いたします。議案書をご覧ください。申請人。譲渡人。嘉島町上六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町上六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件が下六嘉平柳〇〇〇-〇。田。935㎡。北甘木小迫原〇〇〇。畑。829㎡。北甘木塔ノ木〇〇〇〇-〇。畑。403㎡。北甘木塔ノ木〇〇〇〇-〇。畑。16㎡。北甘木尻久保〇〇〇〇-〇。田。76㎡。北甘木尻久保〇〇〇〇-〇。畑。327㎡。北甘木八反畑〇〇〇〇。田。766㎡。北甘木八反畑〇〇〇〇-〇。田。500㎡。北甘木八反畑〇〇〇〇-〇。田。702㎡。上六嘉火渡〇〇〇〇-〇。田。441㎡。上六嘉火渡〇〇〇〇-〇。田。52㎡。上六嘉今町〇〇〇〇-〇。田。800㎡。上六嘉今町〇〇〇〇-〇。田。717㎡。上六嘉今町〇〇〇〇-〇。田。1000㎡。合計の7,564㎡です。譲受人の経営状況は、耕作面積が田21,503㎡。畑1,575㎡。合計の23,078㎡です。家族数が4人。労働力が3人です。農機具がトラクター、

田植機、コンバインです。申請理由が譲渡人の申し出によるためとなっております。

では整理番号1の検討事項について説明いたします。譲渡人の農地全筆を同一世帯の後継者である譲受人へ贈与するための申請です。譲渡人は、以前から申請農地を耕作していましたが、今年に入って体調を崩し、今後は耕作が困難と見込まれるため今回の申請にいたしました。本議案について、申請書等に記載された内容が、当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず、使用収益権についてですが、畑3筆については、小作契約等は結ばれておりませんので問題ありません。田に関しては、昨年度の農地中間管理事業で、利用権が〇〇〇〇〇〇〇に設定されており、当初は構成員である譲渡人が管理する予定でした。今回農地を取得する予定の譲受人は、〇〇〇〇の構成員ではありませんが、譲渡人から譲受人へ名義変更を行うことで、構成員となることが可能であるため、使用収益権については問題ないと考えられます。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取、地元農業委員である〇〇委員と現地調査をした結果、農地のほとんどは効率的な利用がなされていたものの、一部の集落内の農地が遊休化しつつあることが確認されています。そのため、譲受人には口頭で農地の維持管理を支持し、権利取得後の農地についても農地の効率的な利用について継続して指導することといたします。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、本人及び農業従事者が農作業に常時従事している旨の記載が、申請書にあるため、要件を満たすものと判断します。

次に、譲受人の、権利取得後における、農地の経営面積が、下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が23,078㎡であるため、問題ありません。

最後に地域との調和要件ですが、譲受人は、申請地を以前から耕作しており、権利取得後も、周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように耕作するという事なので、問題ないと考えます。

以上でございます。

議長 ただいま詳しい説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

何もないようですので承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 それでは承認とさせていただきます。

○議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第10号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請が2件あっております。番号1について、事務局より説明お願い致します。

事務局 それでは説明いたします。番号1。申請人。嘉島町大字下六嘉〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件。下六嘉中市〇〇〇〇。田。940㎡。申請理由は貸駐車場です。施設の概要は砂利敷きとなっております。農用地区域でない旨の証明書はあります。隣接同意書、資金証明書、開発許可は全て不要となっております。地元委員は〇〇〇委員となっております。次のページをお願いします。位置図を添付しております。三郎無田の〇〇の東側の三角形の農地になります。次のページに字図を添付しております。さらに、配置図を添付しております。こちらの配置図のように駐車場を計画されております。以上になります。

議長 次に地元委員であります〇〇委員より報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。申請地は、三郎無田集落内の南端の農地で、嘉島中央土地改良区の甲種農地とは県道で分断されていますが、圃場整備された農地であるため、1種農地と思われれます。申請地の南東にある〇〇〇〇の駐車場が不足している状況で、地域の要望による農地転用申請と聞いております。営農上の支障については、駐車場でもありますので、日照、通風等営農上の支障はないものと思われれます。農地も狭く、効率的な農作業が出来ない状況で、転用申請はやむを得ないものと思われれます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。
続きまして事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、検討事項について説明します。
農地区分につきましては、申請地は、甲種農地である嘉島中央土地改良区圃場とは県道で分断されていますが、圃場整備された農地であるため、1種農地と判断します。
通常、1種農地は転用することは出来ませんが、不許可の例外規定にあります申請地周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものは許可の対象となります。また、申請理由が貸駐車場であるため、日照、通風等栄農上の支障はないものと思われまます。
総合的に判断した結果、他への代替性もなく農地への影響もないことから、申請は許可相当と判断します。
事務局からは以上です。

議長 ただいま地元委員、事務局より詳しい説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 ありがとうございます。
それでは承認とさせていただきます。
続きまして、番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。では番号2について説明させていただきます。
申請人。熊本市中央区国府〇丁目〇番〇号。〇〇〇。申請物件。下六嘉琵琶ノ甲〇〇〇〇。田。747㎡。同じく琵琶ノ甲〇〇〇〇ー〇。台帳地目、田。現況地目、畑。29㎡。同じく琵琶ノ甲〇〇〇〇ー〇。台帳地目、田。現況地目、畑。111㎡。合計の887㎡です。申請理由は農機具倉庫及び通路となっております。施設の概要は、倉庫2棟となっております。農用地区域でない旨の証明書はあります。隣接同意書は不要です。資金証明書はあります。開発許可は不要です。地元委員は、〇〇〇委員となっております。
次のページをお願いします。位置図になります。こちらは、三郎無田集落内の〇〇〇〇と〇〇〇〇の北側になります。

次のページをお願いします。字図を添付しております。2筆の細長い農地が通路として使われる部分になっております。〇〇〇〇が倉庫として使用される部分になります。

次のページをお願いします。配置図を添付しておりますけれど、右側の細長い縦のラインと横のラインが通路になっておりまして、その下の農地の中に倉庫と空きのスペースが農機具と籾、種の乾燥干し場ということで計画されております。

説明は以上になります。

議長 次に地元委員であります〇〇委員より報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。申請地は、三郎無田集落内にある10ha未満の未整備農地であるため、農地区分としては2種農地になると思われま

す。農業上の支障についてですが、倉庫を保育園側に寄せて設置するため、日照、通風等、農作業上の支障はないものと思われま

す。周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われま

議長 ありがとうございます。
続きまして事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、検討事項について説明します。
農地区分につきましては、10ha未満の未整備農地であるため、2種農地と判断します。

営農上の支障につきましては、集落側に倉庫を設置する計画となっているため、日照、通風等営農上の支障はないものと判断いたします。

申請地は、平成21年に耕作放棄地解消事業で県の補助金を利用して再生した農地ではありますが、事業から3年以上経過しており、補助金の返還は発生しません。

総合的に判断した結果、他への代替性もなく周辺農地への影響もないことから、申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議長 番号2について、地元委員、事務局より詳しい説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

委員 これは、どのくらいの面積の倉庫を建てられるのですか。

事務局 奥行きがこの配置図でいうと、上の倉庫は5メートルくらいで、手前の倉庫の奥行きが6メートルくらいで、広さが9メートルと12メートルくらいだったと思います。

議長 他に何かご質問ございませんか。
それでは、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。
それでは承認とさせていただきます。

○議案第11号 農地法第5条の許可申請について

議長 続きまして、農地法第5条の規定による農地転用の許可申請が2件あっております。番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。番号1について説明します。申請人。譲渡人。嘉島町大字上六嘉〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町大字上島〇〇〇番地。〇〇〇〇〇〇〇〇。申請物件。上六嘉鈴町〇〇〇〇ー〇。田。579㎡です。申請理由は資材置き場です。施設の概要は砂利敷きです。農用地区域でない旨の証明書はあります。隣接同意書と資金証明書はあります。開発許可は不要です。地元委員は〇〇〇〇委員となっております。

次のページをご覧ください。位置図になります。西村集落内の〇〇〇〇の南側の農地となっております。

次のページをお願いします。字図を添付しています。

次のページをお願いします。土地利用計画平面図と排水計画平面図を添付しています。このようにして資材置き場として利用される計画となっております。

説明は以上です。

議長 次に、地元委員であります、〇〇委員より報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。
申請地は、西村集落内に位置した未整備の農地で、農地区分としては2種農地になると思われます。

農業上の支障については、申請理由が資材置き場ですので、日照、通風等支障はないものと思われます。

周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議長 続きまして事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、検討事項について説明します。

農地区分につきましては、西村集落内の未整備農地でありますので、2種農地と判断します。

営農上の支障については、資材置き場ですので、日照、通風等営農上の支障はないものと判断します。

総合的に判断した結果、小規模な未整備農地であり、周辺農地への影響もないことから、申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議長 番号1について、地元委員、事務局より詳しい説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。

それでは承認とさせていただきます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。番号2について説明します。

申請人。譲渡人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。譲受人。

嘉島町大字上島〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。申請物件。上島蔵園〇〇〇〇。田。340㎡。申請理由は個人住宅となっております。施設の概要は木造平屋です。農用区域でない旨の証明はあります。隣接同意書は不要です。資金証明書はあります。開発許可は申請中で見込みとなっております。地元委員は〇〇〇委員となっております。

次のページをお願いします。位置図を添付しております。真ん中の蛍光ペンで塗ってあるところになっておりまして、一つ下の道が、〇〇〇〇につながっている道になります。

次のページに字図を添付しております。

さらに次のページに、排水施設計画平面図と土地利用計画平面図を添付しております。計画しているところの北側が水路で、南側が町道になります。

事務局からの説明は以上です。

議長

次に地元委員であります、私より報告いたします。

先日、事務局と現地確認しましたのでその状況を報告します。

申請地は、上島集落北側の未整備農地ですが、10ヘクタール以上の一団の農地集団であるため、1種農地と思われれます。

農業上の支障についてですが、敷地境界からの離れを十分考慮した計画となっております、日照、通風等営農上の支障はないものと思われれます。

個人住宅ということで、地域活性化にもなり、農業上の支障もありませんので、転用申請は妥当なものと思われれます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局

それでは、検討事項について説明します。

農地区分につきましては、10ヘクタール以上の広がりを持つ農地集団の一部であるため、1種農地と判断します。

営農上の支障につきましては、農地集団とは南側は町道、北側は水路を挟んで接しておりますし、住宅も中央に寄せて計画されていますので、日照、通風等営農上の支障はないものと判断いたします。

通常、1種農地は転用することは出来ませんが、不許可の例外規定にあります、集落に接続して設置される個人住宅に当たりますので、

許可要件を満たします。

総合的に判断しますと、他への代替性もなく、周辺農地への影響もないことから、申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議長 番号2について、地元委員、事務局より詳しい説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 それでは、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 それでは、承認とさせていただきます。

○議案第12号 農地法利用集積計画承認について

議長 続きまして、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画書について承認申請が8件あっております。

そのうち、〇〇委員の案件がございますので、そちらを先に審議いたします。

〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員退出)

事務局より説明をお願いします。

事務局長 はい。それではご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。新規の利用権設定の計画が6件、14,226㎡です。所有権の移転が2件、6271㎡です。合計面積が20,497㎡です。このうち、〇〇委員の案件が988㎡組まれております。では、議案書の2ページをご覧ください。利用権一覧表の下から3段目になります。利用権の設定期間が10年。〇〇〇〇委員の分でございます。現経営面積が68,566㎡。田が、988㎡。新規の利用権

設定となりまして、合計面積が、69,554㎡となります。それでは、各筆明細の8ページをご覧ください。〇〇委員と〇〇〇〇さんの利用権設定です。上六嘉苗床〇〇〇ー〇。田。988㎡。期間が平成28年9月1日から平成38年8月31日の10年契約です。使用貸借の設定です。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　ただいま詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問はございませんか。何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委員 　はい。(委員一同)

議長 　ありがとうございます。
それでは承認とさせていただきます。
では、〇〇委員の入室を認めます。

(〇〇委員入室)

〇〇委員の案件は承認されましたので、報告します。
それでは、残りの案件の説明を事務局よりお願いします。

事務局 　はい。では、2ページをご覧ください。賃借権設定。存続期間、5年。〇〇〇〇さん。現経営面積が47,346㎡。今回利用権設定されます田が、4,865㎡。合計面積が52,211㎡となります。

次に10年でございます。〇〇〇〇さん。現経営面積が51,240㎡。新規で利用権設定される田が、2,971㎡。合計の54,211㎡です。同じく10年で、〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。田が、3,879㎡です。それから、〇〇〇〇〇〇〇〇で、現経営面積が3,406,457㎡。新規で田が、1,004㎡。合計が3,407,461㎡です。次に使用貸借権設定でございます。5年契約で〇〇〇〇〇さん。現経営面積が12,272㎡。利用権設定をする田が、519㎡。合計が12,791㎡です。所有権の移転でございます。〇〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇さん。現経営面積が131,928㎡。今回、所有権の移転が、〇〇からの売り渡しでございます。田の、3,248㎡。合計面積が135,176㎡となります。続きまして、同じく所有権の移転でございます。〇〇〇〇〇さん。現経営面積が39,433㎡。売り渡しが田の、3,023㎡。合計が43,456㎡となります。今回の計画合計面積が3,773,860㎡です。続きまして、

○議案第13号 平成28年度秋の農作業基準賃金の設定について

議長 続きまして、議案第13号平成28年度秋の農作業基準賃金の設定について審議いたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。議案書をご覧ください。農業者への情報提供ということで、農作業の賃金情報をおはかりしておりますが、今月は秋の農作業基準賃金についてご審議いただきます。平成28年度の秋の農作業基準賃金につきましては、空欄にしております。参考に27年度の秋の農作業基準賃金を載せておりますので、昨年と比較して変更したほうがいい作業賃金があれば、ご意見をいただきたいと思っております。これは、個人間での農作業委託料の目安となります。ちなみに、ここ数年は据え置きとなっております。よろしくご検討のほどお願いします。

議長 ただいま、説明がございましたが、いかがいたしましょうか。28年度は27年度のそのままの金額でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 それでは、承認とさせていただきます。
本日提案されました案件は、すべて終了いたしました。
続きまして、その他となっております。委員の皆様から何かございませんか。

事務局 では、事務局から。田畑売買価格等に関わる調査といたしまして、毎年ですね、田畑売買価格を調査して、県に報告することになっております。資料はみなさんお持ちでしょうか。例年、昨年度の売買価格を出して、農業委員さんがたにご意見いただいて、ご意見いただいた後の価格を報告しております。昨年度の事例を元に、出した価格が報告に載っている数字となります。田が、150万円くらいだったので、それに比べると低くなっております。畑については事例が無かったので、去年と同じ70万円で報告させていただこうと思っております。次のページに、3条売買で取り引きされた、農地と値段が固定資産税とかがあります。一応、こちらから出した値段となっ

ておりますが、実際、平成26年度の実例を出したら100万円くらいだったので、農業委員さんたちの意見をいただいて報告しております。

委員 集落内開発地域の値段はどうなっているのか。

事務局 一応、旧六嘉村と旧大島村で分けて報告しておりますが、値段のばらつきがありますので、ご審議いただけたらと思います。実際は、ここ数年価格が下がっているようですが、150万円で六嘉村も大島村も報告してよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

事務局 では、農用地区域、副白地区域ともに150万円でご報告させていただきます。固定資産税評価額というのもございまして、行政システムより抽出して平均を取ったものですが、このままで報告してよろしいですか。去年は138,000円で報告していました。でしたら、このままで報告させていただきます。よろしく願います。

それから、別件になりますが、農業委員会憲章というのをお配りしておりますが、5月26日に開催された、全国農業委員会会長大会で採択されたものになっております。今後の農業委員会の指針が示されているものになっておりまして、読ませていただきます。

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

一つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村の基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

一つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

一つ、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊林農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

一つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

ということで、憲章が定められております。それから、別件になりますが、公務災害補助制度というのがあります。これは、農業委員として活動しているときに、怪我とか入院をされた場合に、お金が出ますよというのですが、例年加入していただいております。A型に一口ずつ加入していただいておりますが、今年も加入していただくということでよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

事務局 それで、こちらの保険料については、9月の報酬から引かせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

来月の農業委員会ですが、10日が土曜日になりますので、9月12日の月曜日に開会したいと思います。場所はこちらで行いたいと思っておりますので、また、通知で連絡いたします。

委員 ひとつ質問いいですか。

経営面積のことですが、実際の経営面積とここに載っている面積が違うということは、何か。

事務局 本当は、経営面積は〇〇に貸したり、〇〇〇〇〇〇〇に貸してしまうと、その方の経営面積にはならないのですよ。〇〇〇〇の経営面積になって、貸してしまうとどうしても、経営面積が下がってしまうのですね。例えば、認定農家さんの場合は、〇〇〇〇に貸した筆分の面積が減ってしまうような状態になるので。

委員 耕作面積はそのまま出るわけ。

事務局 耕作面積は出るのですが、実際、経営面積で報告する場合はですね、自分で耕作していたとしても、自分の筆を〇〇〇〇〇〇〇に預けて、それをまた自分が耕作したとしても、経営面積にはその面積を含まないことになってしまうんですね。

委員 証明書を取るときにはどうなるの。

事務局 説明では、〇〇〇〇からその面積を耕作していますよという証明を出してもらおう形になってしまうのですね。なので、もし全筆預けていて、全筆自分でしている場合は、嘉島町の耕作証明書はゼロになってしまいますが、〇〇〇〇〇〇〇から耕作していますよという証明を出してもらおう形になります。

委員 全部預けてしまったら、その本人さんは農業経営者じゃないわけ。

事務局 認定農家さんは、水田の総面積計画プラス畑プラス〇〇〇〇からの管理指示書が筆ごとに載っていますので、その分のプラスが現耕作面積になりますね。〇〇〇〇からは管理指示書が出ていますので、それで管理をしますということになるので、その写しを付ければ。〇〇を通して認定農家が直接借りている場合は、そのまま認定農家がしていることになります。

委員 入っていますか。

事務局 はい。それは入っています。
〇〇〇〇〇〇〇経由が入らないのです。
農家住宅を建てるときの耕作証明書はですね、〇〇〇〇に確認して、ちゃんとその方が耕作しているか確認できれば、その耕作面積をあげて証明している状態なのでですね、今は。

議長 他に何かございませんでしょうか。

委員 農地パトロールはいつごろ。

事務局 来月、農地パトロールをする予定です。
なので、農業委員会が終わったあと、東と西に分かれて、町内の遊休農地と言われる場所を見て回りしたいと思います。

委員 遊休農地の確保ということで、調査しなければいけないですね。
11月頃までに調査を出さなければいけないのでは。

事務局 今年からちょっと変わってですね、農地利用状況調査は一年に一回、8月頃実施しなければならないということになったのですね。

嘉島の全筆が対象になっておりまして、その農地利用状況調査で遊休農地の把握をして、その把握した遊休農地の所有者に、今後はこの農地をどうしていきたいのか意向調査を実施して、耕作しませんでしたと返ってきた場合は、税金が1.8倍に上がるのですよ。ですので、今後、利用状況調査にもお手伝いいただくことになると思います。また、ご協力よろしく願いいたします。

委員 パトロールは来月ですね。

事務局 はい。パトロールは別で。
おそらく、皆さんにこの辺りを見といてくださいとお渡しして、確認をお願いすることになるかと思います。

委員 無断転用箇所がですね、何回言っても、右から左に流されるのですよね。そういうのがいくつもあるのではないですか。そこを黙っておくと農業委員会が認めた形になるのですよね、みんなまねされるのですよね。

事務局 県内の会議や、郡内の会議でもその話になってですね、なかなか市町村の対応が難しいところがあるのですよね。

議長 それでは、本日の農業委員会はこれもちまして閉会いたします。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成28年8月10日

会長 下田 司

委員 友田 廣

委員 中山 忍